

生物多様性ひだたかやま戦略 行動計画

令和 7 年 3 月

高山市森林・環境政策部環境政策課

～目次～

I. 計画の目的	1
II. 計画の位置付け	1
III. 計画の期間	2
IV. 生物多様性に関する基本施策	3
1. 生態系の保全・再生	4
2. 野生生物の保護・管理	16
3. 生物多様性のめぐみの利用・伝承	20
4. 生物多様性のめぐみの新たな利用	25
5. 生物多様性の普及啓発	27
6. 生物多様性の教育の推進	30
V. 戦略の推進に向けて（生物多様性ひだたかやま戦略から抜粋）	32
【資料】	
用語集	34

※施策の中の市・市民・事業者の取り組みにおける主な文章表現について

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| （市）主として市が取り組む場合 | 「～を行います」 |
| 主として市と市民・事業者等が協働して取り組む場合 | 「～をすすめます」 |
| 主として市民・事業者等が取り組む場合 | 「～を促進します」 |
| （市民・事業者）市として積極的に特に取り組んで頂きたい事項を記載 | |

I. 計画の目的

高山市は、豊かな自然環境、多様な生物に恵まれた地域であり、そのめぐみは、食文化、芸能、工芸等の面で現代に伝承されています。これは、高山市民が自信を持って語ることもできる魅力です。

そのめぐみを後世に引き継ぐためには、生物多様性のめぐみの大切さを改めて認識することが必要です。

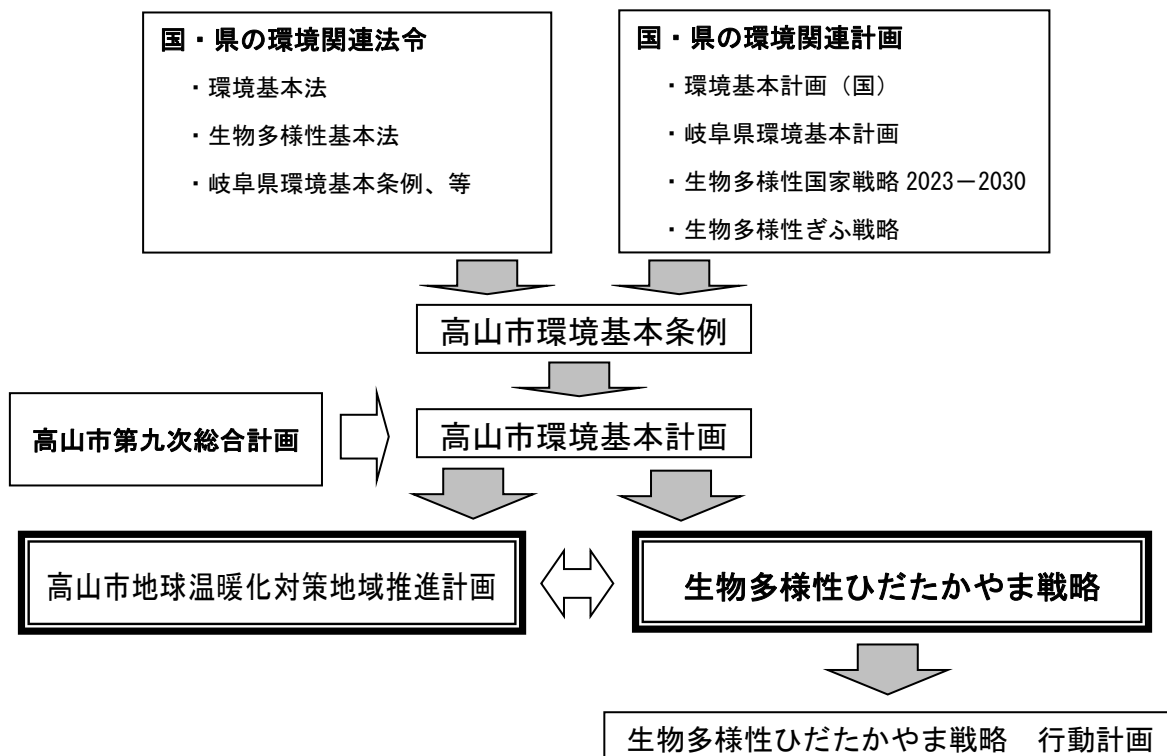
加えて、生物多様性ひだたかやま戦略でも述べているように、100年前の生物多様性に恵まれた斐太後風土記の世界を取り戻すため、生物多様性を失うことなく、回復させる取り組み（ネイチャーポジティブの実現）が重要です。

生物多様性ひだたかやま戦略の基本施策を具体的に推進するための主要施策及び主要事業を示すことを目的に、本計画を策定します。

II. 計画の位置付け

生物多様性ひだたかやま戦略行動計画は、高山市環境基本計画の視点に基づく個別計画のひとつである「生物多様性ひだたかやま戦略」の具体的な行動計画です。

この計画は、市民、事業者及び行政が連携し相互に協力体制をとりながらすすめることとし、「高山市第九次総合計画」、「高山市環境基本計画」及び「生物多様性ひだたかやま戦略」との整合性を図ります。



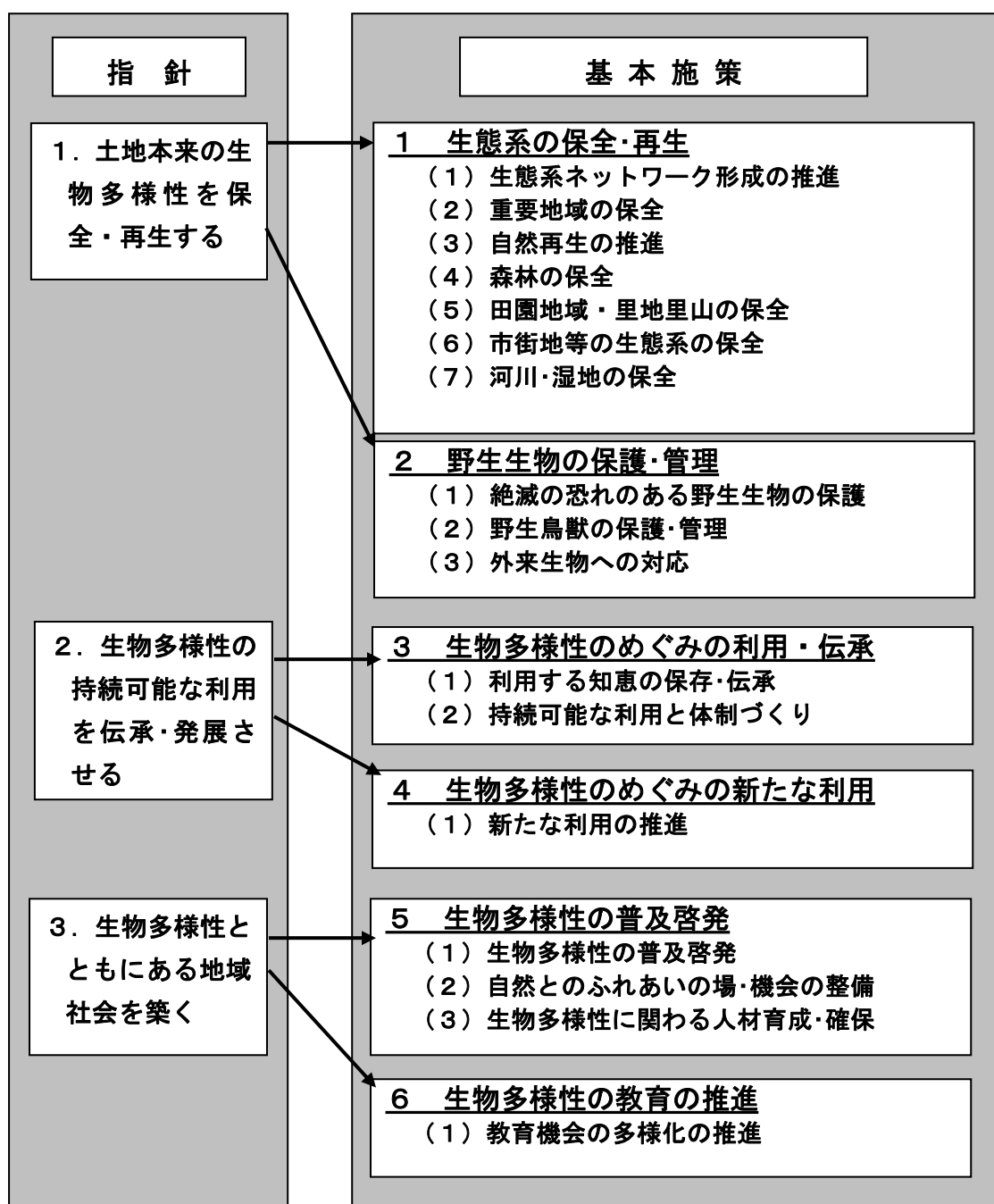
Ⅲ．計画の期間

この計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とし、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。

IV. 生物多様性に関する基本施策

戦略の目標を実現するために設定した3つの指針に沿って、今後取り組むべき基本的な施策を分野別に示します。

この基本施策に基づき、現状と課題を踏まえた上で、主な取り組みを推進していきます。



※下線部分は大項目、その他は小項目を示します。

基本施策 1 生態系の保全・再生

(1) 生態系ネットワーク形成の推進

多様な生物種に応じ、コアエリア（その生物がふだん利用している核となる区域）とバッファゾーン（コアエリアの周囲にあって外の世界の影響を緩和する地域）及びコリドー（コアエリアとバッファゾーンを有機的に連結する回廊）のまとまりを確保し、エコロジカルネットワーク（生態系ネットワーク）の形成を推進します。

本市の現状と課題

○動植物の生息環境は、海拔が約436mから3,190mと標高差が大きく、内陸型と日本海型気候を併せ持ち、高標高では山岳気候となるほか、植物の垂直分布は照葉樹林帯から高山帯までと広範囲となっています。また、火山活動や造山運動などの影響を受けた地形や地質は変化に富み、急峻な山岳地や溪谷、湿原等特異な地形が形成されており、多種多様な動植物が確認され、中には国の特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ絶滅を危惧される希少動植物が生息・生育しています。しかし、開発などの人間活動により、生息・生育域の減少や環境の悪化が引き起こされています。

○里山の雑木林や植林地、草地等は人が自然に働きかけて作られた環境であり、人が継続的に管理することで安定した生態系が保たれ、バッファゾーンとしての機能も維持されてきました。しかし人間活動の縮小によって植生の変化や野生生物の活動領域の変化等、生態系を始め私たちの暮らしにも影響が生じています。

市の主な取り組みと市民及び事業者に求められる姿

①各地域における生物の生息・生育域の調査活動の推進

（市） ・国立公園や県立自然公園等のコアエリア、バッファゾーン及びコリドーの役割を担う各地域の動植物の生息状況や移動経路についての調査手法の研究を国、県及び関係団体等と連携してすすめます。

（市民・事業者）

・国・県が行う上記手法の検討会への参加及び情報の提供に努めます。

②生物種に応じたエコロジカルネットワークの形成の研究

（市） ・生物多様性自治体ネットワークに加入し、情報収集を行います。

（２）重要地域の保全

白山ユネスコエコパークや飛騨山脈ジオパーク構想の推進、国立公園や県立自然公園、里山緑地の保安全管理などに取り組み、多様な生物の生息・生育地として重要な役割を持つ地域の保全を図ります。

本市の現状と課題

- 日本一広大な面積を有する本市の約 92% が森林で、変化に富んだ地形地質や標高差により、気候特性も地域ごとに異なります。また、人が関わることでより複雑で多様な自然環境が形成されています。
- 生物多様性の屋台骨と称される国立公園や県立自然公園のほか、「岐阜県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域や緑地保全地域、「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区や特別保護地区、「文化財保護法」に基づく天然記念物（特定の地域や生物種を指定）、「森林法」や林野庁の各種保護林制度に基づく指定等々、保全を目的に、国や県の様々な制度により重要地域が指定されています。
- 高山市では、法令に基づく指定以外に「緑を守り育てる条例」や「乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例」により人里周辺や特定の地域を重要地域として指定し保全に努めています。また、地域住民が独自に水路や河川、草地等、集落やその周辺を保全活動の対象地としているケースもあります。
- 自然の保護や保全を目的とした地域の指定については、重要とされる自然生態系に見合った指定が必要ですが、科学的なモニタリング調査などは市独自では困難であり、国等関係機関や自然保護団体と連携し協力しながら検討をすすめる必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者求められる姿

- ①保全地域拡充や新たな保全地域設定について国・県等への働きかけの実施
 - （市） ・国・県等への要望書の提出等による働きかけを行います。
 - （市民・事業者）
 - ・保全地域拡充や新たな保全地域設定に関する情報の提供に努めます。
- ②市の重要地域の自然環境の保全
 - （市） ・開発行為に対する指導や緑を保全する契約の締結、里山の取得、清流を守る取り組みなどをすすめます。
 - ・国立公園・県立自然公園等の適正利用やユネスコ世界自然遺産・白山ユネスコエコパーク・飛騨山脈ジオパーク構想の取り組み、環境保全と観光振興についての協議などをすすめます。
 - （市民・事業者）
 - ・ユネスコ世界自然遺産・白山ユネスコエコパーク・飛騨山脈ジオパーク構想の取り組みに主体的に参加するよう努めます。
 - ・環境保全と観光振興の両立についての議論の場に参加し、自然公園等

の保全と利用についての理解を深めます。

③保全地域への外来種侵入の防止策の実施

- (市) ・ 森林の保全や特定外来生物の防除などによる自然景観の保全をすすめます。
- ・ 野生鳥獣の保護・管理や、原生林・天然林の保護などを行います。
- (市民) ・ 市が行う特定外来生物防除講習会に参加し、市民団体や協働のまちづくりによる外来種防除活動に協力します。
- (事業者) ・ 保全地域での開発や工事にあたっては、生態系の保全に配慮した工事を行います。

(3) 自然再生の推進

国レベルで再生する重要な地域から、市民が取り組むことのできる身近な自然再生まで、広域的な視点の生態系ネットワークを考慮に入れながら、様々なレベルでの自然再生を推進します。

本市の現状と課題

○傑出した自然景観とともに貴重な動植物を守り後世に引き継ぐために、私たちは保護と利用のバランスを図りながら、国立公園や県立自然公園等豊かで恵まれた自然環境を、地域資源として守り活かすことが望まれています。

○地元団体の自主的な外来種防除活動が実施されておりますが、地域における植物や昆虫等の市民参加による保護活動の継続的な実施や自然再生につながる環境活動などの取り組みをすすめる必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者求められる姿

①有志の団体等による自然再生につながる環境活動の支援やまちづくり協議会等の主体的な取り組みによる環境保全活動の促進

(市) ・市民や事業者、まちづくり協議会などが実施する外来種の防除活動や里地里山の保全活動など自然再生につながる環境活動を支援します。

(市民) ・外来種の防除活動や里地里山の保全活動など、自然再生につながる環境活動を協働のまちづくりの中で実施するよう努めます。

②土地本来の種を使用した植樹などの活動の推進

(市) ・いのちの森づくり等の在来種を活かした緑化などによるその土地本来の生態系の再生をすすめます。

(市民) ・協働のまちづくり等の中で実施する地域の緑化や花壇づくりにおいては、在来種を使用するよう努めます。

・いのちの森づくりなどの活動に参加するよう努めます。

(事業者) ・開発や工事にあたっては、現存の地形や植生を残し、既存木はできる限り残すとともに、その際に緑化が必要となった場合には、在来種を活かした緑化に努めます。

③自然再生に関する取り組みにかかる、国・県・周辺市町村への働きかけの実施

(市) ・国・県等への要望書の提出等による働きかけを行います。(再掲)

・周辺自治体と連携しながら、白山ユネスコエコパークの活用をすすめます。

(市民・事業者)

・自然再生に関する自らの取り組みについて市に情報の提供を行うよう努めます。

（４）森林の保全

森林の現状及び期待される機能を考慮しながら多様な森づくりをすすめます。

森林整備の担い手の育成や、地域産材・間伐材の活用、林地残材を活用した木質バイオマス燃料の利用促進などを継続的に行います。

また、都市部と連携した森林づくり活動、木育イベントなどを通して、森林が果たす役割や重要性について普及啓発をすすめます。

本市の現状と課題

○森林は、木材をはじめとする林産物の供給のほか、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するとともに、土壌の豊かな保水力による災害の防止や水源かん養等の多面的な機能を持ち、私たちの生活において重要な役割を果たしています。

○本市における森林面積は約20万ha、市域の92%あまりを占めています。このうち、国有林面積が約8万ha、民有林面積が約12万haとなっています。

○昭和30年代以降に植林されたスギやヒノキ等多くの人工林が着実に成長し、利用適期を迎えているため、豊富な森林資源を有効活用していく必要があります。

○森林経営管理法が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務が明確にされました。経営管理が適切に行われていない森林は、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ねる「森林経営管理制度」が措置されました。

○森林の手入れが行き届かず、下草の生えない森林では地面の保水能力が衰え、土砂崩れや積雪による倒木等の自然災害が起こりやすくなっています。

○主伐・植林が行われなため、林齢の偏りが進んでいます。

○本市の森林技術者数は、木材生産の拡大を図っていく上では不足している状況です。森林の適切な経営管理を実現するため、林業を支える人材を確保する必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者求められる姿

①森林の適切な管理の推進

- （市）
 - ・地籍調査や森林境界明確化などによる施業集約化、森林経営管理制度による未整備森林の解消をすすめます。
 - ・植林から除伐・間伐・主伐に至る人工林の適切な管理・支援（緑の保全事業）をすすめます。
 - ・人里周辺の森林整備や木材の利用などによる美しい里山の保全をすすめます。
 - ・森林の保全などによる災害の防止や水源かん養機能等の確保に努めます。
 - ・100年先を見すえた森林づくりの取り組みを実施します
- （市民）
 - ・人工林の適切な管理に努め、美しい里山の保全に協力します。
 - ・森林経営管理制度などを利用し、未整備森林の解消に努めます。

(事業者) ・人里周辺の森林整備や木材の利用などによる美しい里山の保全に努めます。

・間伐の実施や木質バイオマス等の利用促進などによる豊かな森林資源の整備・活用に努めます。

・森林経営管理制度などを利用し、未整備森林の解消に努めます。

②病虫害対策の推進

(市) ・ナラ枯れ防除やクマ・ニホンジカの樹皮はぎの予防などをすすめます。

(市民・事業者)

・ナラ枯れ防除やクマ・ニホンジカの樹皮はぎの予防などによる森林被害対策に努めます。

③地域産材の利用促進

(市) ・市産材を利用した住宅・事務所等の建築への支援や公共施設の木造化・内装木質化などをすすめます。

・素材生産業者・製材業者・木材流通業者間の連携強化や支援などによる市産材の安定供給をすすめます。

・広葉樹材の需要拡大を促進します。

(市民) ・住宅を新築・増築する際には、市産材の利用に努めます。

(事業者) ・素材生産業者・製材業者・木材流通業者間の連携の強化に努めます。

・市産材を利用した住宅・事務所等の建築などによる木材需要の拡大に努めます。

・広葉樹材の需要拡大に努めます。

④木質バイオマスの利用促進など間伐材の有効活用

(市) ・間伐材や未利用材の搬出利用を促進します。

・間伐の実施や木質バイオマス等の利用促進などをすすめます。

・キノコ・木質燃料・木材抽出液等の特用林産物の振興をすすめます。

・薪やペレット等木質燃料を活用するストーブやボイラーの購入に対する助成を行います。

(市民) ・新たな暖房器具導入の際には、薪や木質ペレット等を活用するストーブやボイラーの購入に努めます。

(事業者) ・間伐の実施や木質バイオマス等の利用促進などによる豊かな森林資源の整備・活用に努めます。(再掲)

⑤森林の多面的機能や森林の大切さに関する啓発・情報発信

(市) ・広葉樹材生産の促進や自然とのふれあいの場としての活用などをすすめます。

・美しい森林づくりイベントの実施や木育、生活環境保全林の活用を行います。

- ・担い手育成や森林環境教育の場としての市有林の活用をすすめます。
- ・登山道や自然遊歩道、生活環境保全林など、自然とふれあう場の整備をすすめます。
- ・森林・河川等を活用したエコツアー、山の自然学校をはじめとする自然観察教室の開催などによる、自然とふれあう機会の創出をすすめます。

（市民） ・美しい森林づくりイベントや森林環境教育等の参加に努めます。

⑥都市部の自治体や企業との連携による森林づくり活動の促進

- （市） ・千代田区との協働による森林整備などの取り組みを行います。
- ・森林環境譲与税を活用した都市との連携をすすめます。

（市民） ・都市住民や企業等との上下流連携による森林づくりに協力します。

⑦林業における人材・事業者・団体の育成

- （市） ・林業就業ガイダンス、就業ツアー等を実施し、林業従事者の確保の取り組みを行います。

（５）田園地域・里地里山の保全

身近な自然環境である田園地域・里地里山を保全するために、耕作放棄地の解消、農山村地域の活性化に取り組みます。

また、環境にやさしい農業への支援や、身近な生物とふれあえる場、農山村体験ができる場の提供を行い、田園地域・里地里山を活用します。

本市の現状と課題

- 農林水産業の実施にあたって、生物の生息・生育に配慮することが必要です。
- 市内の土地利用においては農地が減少する傾向にあり、水田等を生息地とする生き物等の生態系に影響を与えていることから、田園風景や緑の減少に繋がる農地転用許可や開発許可に際しては農地法に基づいた運用が必要です。
- 里地・里山は過疎化や高齢化により、不耕作による農地の荒廃や手の入らない山林が増加しているほか、イノシシ等による農作物への被害の深刻化や景観の悪化など人間の手が入ることで保たれてきた生態系が壊れつつあります。また、戦後政策的に拡大された造林地も間伐が進んでいないため、生き物の生息環境への影響や土砂の流出、倒木等による自然災害の誘発等が懸念されます。
- 自然環境と共生し美しい農山村景観を守りながら、活力に満ちた農村づくりをすすめる必要があります。
- 農林水産業が生物多様性のめぐみを利用していることと、生物多様性を重視した農林水産業を推進することの重要性を、広く市民に普及啓発する必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者求められる姿

①減農薬・有機肥料の活用などによる環境に配慮した農業の推進

- （市）
 - ・化学肥料・化学合成農薬の低減や有機肥料の活用、廃棄物の適正処理などをすすめます。
 - ・GAP（農業生産工程管理）の普及促進などによる食品の安全性確保や環境保全をすすめます。

（市民・事業者）

- ・化学肥料・化学合成農薬の低減や有機肥料の活用、廃棄物の適正処理などによる環境保全効果の高い営農活動に努めます。
- ・GAP（農業生産工程管理）に関する意識を高め、食品の安全性確保や環境保全に取り組みます。

②里山を利用したグリーンツーリズム・エコツーリズムの推進

- （市）
 - ・美しい森林づくりイベントの実施や木育、生活環境保全林の活用を行います。（再掲）
 - ・登山道や自然遊歩道、生活環境保全林など、自然とふれあう場の整備をすすめます。（再掲）
 - ・森林・河川等を活用したエコツアー、山の自然学校をはじめとする自

然観察教室の開催などによる、自然とふれあう機会の創出をすすめます。(再掲)

- ・担い手育成や森林環境教育の場としての市有林の活用をすすめます。

(再掲)

- ・農山村体験型旅行の誘致、自然・文化体験施設のPRを行います。

(市民) ・エコツアーや自然観察教室などの自然とふれあう機会に積極的に参加し、生物多様性について理解を深めます。

(事業者) ・豊富な地域資源を活用した体験プログラムの造成や事業者支援・育成を図ります。

③農山村地域の活性化

(市) ・中山間地域等直接支払制度や農村環境多面的機能向上事業の活用などをすすめます。

(市民) ・中山間地域等直接支払制度等を活用し、農地や農業施設の保全や集落の活性化に努めます。

④優良農用地の確保・集団化の促進及び荒廃農地の再生などに対する支援

(市) ・優良農用地の確保や集団化の推進、荒廃農地の再生や農地改良をするための活動への支援などによる地域の農業生産基盤の整備をすすめます。

(市民) ・支援制度を活用し、荒廃農地の再生利用に努めます。

⑤都市部の自治体や企業との連携による森林づくり活動の促進 (再掲)

(市) ・千代田区との協働による森林整備などの取り組みを行います。(再掲)

(市民) ・都市住民や企業等との上下流連携による森林づくりに協力します。

(再掲)

（６）市街地等の生態系の保全

現在ある自然環境を維持しながら、土地本来の生態系を手本とした公園整備や在来種を活かした緑化などにより、生物の生息・生育地の保全及び再生をすすめるとともに、市民による保全活動を促進します。

本市の現状と課題

- 市街地等で成立している生態系には、元々その場所に生息・生育していた生物と、外国等他の土地からの外来種の両方が見られます。緑地や公園、河川、庭園や水路等生物の生息・生育地や回廊（コリドー）となりうる小規模な自然環境をつなげ、生物の生息・生育環境を整えていく必要があります。
- 市街地等における緑地の減少や宅地開発による市街地等周辺の農地や森林の減少が懸念されることから、市民、事業者、行政が一体となった緑化の推進や緑化意識の高揚を図る必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者求められる姿

①市街地等における生物多様性に配慮した公園整備などの推進

- （市） ・ 市街地等における公園等各種整備において土地本来の植物・樹木等の利用をすすめます。
・ いのちの森づくり等の在来種を活かした緑化などによるその土地本来の生態系の再生をすすめます。（再掲）
- （事業者） ・ 市街地等での公園等各種施設整備においてその土地本来の植物・樹木等の利用に努めます。

②市街地等の公園、河川、庭園や水路における野生動植物の保全活動への支援

- （市） ・ 野生動植物の生息地・生育地の保護や自然保護団体の育成・支援などを行います。
・ 市内における市民や各種団体等が実施する野生動植物の保全活動に対し、情報提供や情報発信等の支援を行います。
- （市民） ・ 市街地等の公園、河川、庭園や水路における野生動植物の保全活動を協働のまちづくりの中で実施するよう努めます。

(7) 河川・湿地の保全

水質調査や市民との協働による美化清掃、外来生物の防除の他、河川を活用した環境教育を継続的に行います。

河川の工事においては生態系に配慮した整備を実施します。

本市の現状と課題

○本市は、宮川、小八賀川、飛騨川、小鳥川、高原川、庄川等清流に恵まれた都市であり、ホテル等の水辺の生物保護・観察や河川清掃などの市民活動も活発に行われ、水生生物等に配慮した河川や水路の整備がすすめられています。また、親水を目的とした河川環境整備もすすめられてきました。今後も引き続き各河川の治水事業と併せて生態系保全や住民の憩いとレクリエーションの場を提供する多自然川づくりを基本とした河川整備をすすめる必要があります。

○市内の湿地には、ミズバショウ等の希少植物が繁殖し市民や観光客を楽しませる場所となっている反面、特定外来生物が蔓延しつつあり、在来の植生に影響を与えています。

市の主な取り組みと市民及び事業者求められる姿

①河川改修時における河川環境等の適切な保護・管理

- (市) ・河川改修時には、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、生物多様性を最大限に保存する工法（多自然型工法）での施工をすすめます。
- ・市街地等の河川について、周辺環境と調和した水辺空間の形成などにより親水性の確保を図るとともに、市民との協働による河川沿道の維持管理などをすすめ、市民や観光客等への良好な河川環境の提供に努めます。
- ・河川改修や開発事業等に伴う河川への影響について、関係機関との連携により監視・指導の強化に努めます。
- ・生物の保全・再生を考慮した河川改修について、国、県及び周辺市町村へ働きかけを行います。

(市民・事業者)

- ・河川沿道の草刈りやごみ拾い等の維持管理活動の参加に努めます。

②河川や湿地を活用した環境教育や自然体験活動の推進

- (市) ・森林・河川等を活用したエコツアー、山の自然学校をはじめとする自然観察教室の開催などによる、自然とふれあう機会の創出をすすめます。(再掲)

- ・各種団体等と連携し、カワゲラウォッチング等市内の河川の観察会を行い、川辺を含む河川の自然生態系を市民が学ぶ機会を提供します。

- (市民) ・市等が行うエコツアーリズムや自然観察教室などの自然とふれあう機会

に積極的に参加し、生物多様性について理解を深めます。(再掲)

- ・川辺を含む河川の自然生態系を学ぶ機会に参加し、生物多様性について理解を深めます。

(事業者) ・川辺を含む河川の自然生態系を学ぶ機会に参加し、生物多様性について理解を深めます。

③河川や湿地における水質の保全

- (市)
- ・水環境の保全・創出を図るため、多くの水生生物が生息し、水辺に近づきたくするような河川を目指し、生活排水処理施設の整備や地域による美化活動、水質調査の実施などを通じて水質の浄化をすすめます。
 - ・関係団体、組織と連携し、水質保全のための広報活動、情報交換を継続して実施します。
 - ・水質汚濁事故の発生時は、関係機関と連携し、事故対応や再発防止のための指導を行います。

(市民・事業者)

- ・水辺環境を保全するため、家庭や事業所における下水道への接続や浄化槽の設置に努めるとともに、適正な洗剤使用や生活雑排水の河川への流出防止に取り組みます。

④外来生物の防除活動及び、外来生物法の普及・啓発

- (市)
- ・河川、湿地等における外来生物の生息状況について情報収集に努めるとともに、外来生物の防除活動及び外来生物法の普及啓発を行います。
- (市民)
- ・外来生物の防除活動や外来生物法の普及・啓発事業を協働のまちづくりの中で実施するよう努めます。

⑤河川や湿地に生息・生育する動植物の保護

- (市)
- ・野生動植物の生息地・生育地の保護や自然保護団体の育成・支援などを行います。(再掲)
- (市民)
- ・地域特有の自然資源の保護活動を協働のまちづくりの中で実施するよう努めます。

基本施策２ 野生生物の保護・管理

（１）絶滅の恐れのある野生生物の保護

国、県と連携して絶滅の恐れのある野生生物に対する市民の理解を深め、情報収集を図りながら、絶滅危惧種等の生息・生育地の保全に努めるとともに、保護活動に取り組む団体への活動支援を行います。

本市の現状と課題

- 国は、ライチョウの保護増殖活動の一環として平成２７年度より域外保育を実施しています。
- 県は、絶滅の恐れのある野生生物の現状を明らかにし、その保護対策の基礎とするための資料として、平成１３年に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物－岐阜県レッドデータブック２００１」を作成し、平成２２年８月に「岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」を、平成２６年３月に「岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」を公表しています。この改訂により、初版と比較して選定数が大幅に増加していることから、県内の希少な野生生物の絶滅が危惧されている状況です。
- 採取マニア等による絶滅のおそれがある希少動植物の盗掘の防止や生息・生育状況の把握のため、国及び県と連携し、情報管理の方法について検討する必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者求められる姿

①希少動植物等の現状把握

- （市） ・ 有識者や各種団体等と連携し希少動植物等の生き物に関する現状把握に努め、国及び県と情報管理の方法について共有します。
- ・ 生き物目撃報告制度による市民からの情報収集をすすめます。

（市民・事業者）

- ・ 希少動植物等の生き物に関する現状把握のための情報提供に努めます。

②市内に分布する希少動植物の生息・生育地の保護

- （市） ・ 野生動植物の生息地・生育地の保護や自然保護団体の育成・支援などを行います。（再掲）
- ・ ライチョウ等の天然記念物やクマタカ・サクラソウ等の絶滅危惧種の保護などについて国、県と連携を図ります。

（市民・事業者）

- ・ 市内に分布する希少動植物の生息・生育地に関する情報提供に協力するとともに保護活動に努めます。

③絶滅の恐れのある希少動植物の保護活動に取り組む団体の把握と支援

- （市） ・ 絶滅の恐れのある希少動植物の保護活動に取り組む団体の把握と活動に対する支援を行います。

（市民・事業者）

- ・ 絶滅の恐れのある希少動植物の保護活動に努めます。

（２）野生鳥獣の保護・管理

野生鳥獣の生息状況に関する情報を収集するとともに、県や周辺市町村と連携し、必要な保護・管理の方策や、農林業や人身に対する被害のおそれがある場合の適切な対応を行います。

本市の現状と課題

- 国内に生息している約１１０種の哺乳類のうち、県内には５５種の生息が確認されています。
- 野生鳥獣については、カモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシといった大型の獣類が広い範囲で生息しており、本市の自然環境の豊かさ、健全さのひとつの側面と言えます。
- 全国的には絶滅や個体群の孤立化が報告されているツキノワグマに関しては、岐阜県においては増加傾向であり、本市においても多くの地域で生息が確認されるなど、個体群がすぐにでも絶滅に向かうと危惧される状況にはなっていないと言えます。
- 国内に生息している約５５０種の鳥類のうち、県内には、３００種以上の生息が確認されています。
- 特別天然記念物であり県鳥でもあるライチョウについては、飛騨山脈の標高２,４００ｍ～３,０００ｍの高山帯に生息しています。県が行った生息数調査では、乗鞍岳、御岳及び笠ヶ岳での生息が確認されています。
- 自然環境が豊かな反面、人間及び農作物等への被害を及ぼす鳥獣が近年問題視されており、ツキノワグマによる人的被害や、イノシシやサル等による農作物への被害の増加などが深刻な課題となっています。また、ニホンジカについては、環境省の「自然環境保全基礎調査」によると、分布域が急激に拡大しており、国立公園等の重要地域での被害が懸念される状況です。
- 野生イノシシのＣＳＦ（豚熱）感染が広範囲に拡大し、全国的な問題に発展しています。国・県により対策が講じられていますが、自然環境や人の生活環境にも大きな影響を与えています。

市の主な取り組みと市民及び事業者に求められる姿

①野生鳥獣の生息状況に関する情報収集

- （市） ・ 県が実施している野生鳥獣の生息状況に関する調査への協力や情報共有をすすめます。
- ・ 生き物目撃報告制度による市民からの情報収集をすすめます。（再掲）
- （市民・事業者）
- ・ 生き物目撃報告制度による情報提供や、県が行う調査に協力します。

②人間と野生鳥獣との適切な関係の研究

- （市） ・ 大学等の研究機関や各種団体等と連携し、人間が野生鳥獣の領域に入って活動することの影響の把握に努め、市民に広く周知します。

- ・森林・河川等を活用したエコツアーリズム、山の自然学校をはじめとする自然観察教室の開催などによる、自然とふれあう機会の創出をすすめます。(再掲)

(市民) ・エコツアーや自然観察教室などの自然とふれあう機会に積極的に参加し、生物多様性について理解を深めます。(再掲)。

③人間及び農作物等へ被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲、被害防止施設の整備、狩猟・捕獲技術者の育成

(市) ・被害防止施設や農地への侵入防止柵の設置により、鳥獣被害対策をすすめます。

- ・狩猟免許等の取得に対する支援を行い、狩猟者・捕獲技術者の育成を促進します。

(市民) ・鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲・駆除に努めます。

- ・野生鳥獣の狩猟・捕獲技術免許を積極的に取得し、有害鳥獣捕獲活動に協力するよう努めます。

④野生鳥獣を寄せ付けない取り組みの実施

(市) ・ごみステーションへの防護ネットの貸出等を行います。

(市民・事業者)

- ・ごみステーションへの防護ネットの設置等に努めます。

(3) 外来生物への対応

外来生物に関する講習会などで生態系への影響や防除手法に関する普及啓発をすすめながら、市民参加による防除活動を推進します。

本市の現状と課題

- 自然豊かな市域においても、既にオオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオクチバス（通称ブラックバス）、ブルーギル等、多くの外来生物が侵入し、生態系への影響をもたらしています。これらについては、防除のための様々な研究・検討がなされていますが、根絶するための画期的な策はなく、物理的な除去やため池での水抜きによる防除などを対症療法的に行うことにより、爆発的拡大を何とか食い止めている状態です。
- セアカゴケグモ、アライグマ、ヌートリア等の特定外来生物が増加しており、いつ市内に入ってきてもおかしくない状況です。
- 引き続き拡大防止を図るとともに、こうした種はすでに市を超えて広域的に分布しているため、国、県及び周辺市町村との連携による防除活動や拡大防止対策の研究・検討を行う体制の構築を図る必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者に求められる姿

- ①各種媒体を通じた外来生物法周知のための啓発活動の実施
 - (市) ・ 特定外来生物防除講習会、出前講座、広報、HP、ラジオ等各種機会や媒体を通じ外来生物法について周知啓発を行います。
 - (市民・事業者)
 - ・ 市が行う特定外来生物防除講習会への参加や出前講座の利用に努めます。
- ②外来生物の生息・生育状況調査及び防除活動の促進・支援
 - (市) ・ 市民参画による外来生物の生息・生育状況調査及び防除活動を促進するため、生き物目撃報告制度により、市民からの報告を呼びかけるとともに、市民の主体的な特定外来生物の防除に対して支援を行います。
 - (市民・事業者)
 - ・ 外来生物の生息・生育状況調査及び防除活動に協力します。

基本施策３ 生物多様性のめぐみの利用・伝承

（１）利用する知恵の保存・伝承

文化財や資料の公開、文化財保護団体の活動支援の他、地域の伝統的な農産物についての情報発信や販売を促進することで、先人たちが積み上げてきた知恵・技術を掘り起こし、保存します。また、市民らがそれらの技術等を体験する機会を設け、市民参加を促し、知恵と技術の伝承を図ります。

本市の現状と課題

- 飛騨地方では、生活や産業に関して自然資源を活用する知恵、技術が伝えられ、生活の中に浸透している一方で、そのような知恵や技術を知らない市民の増加や伝える人材・体験する機会の減少が危惧されています。
- 先人たちが大切に守り育ててきた多彩な歴史・文化的資源は「飛騨高山」として知られる本市を特徴づける重要な要素の一つとなっており、市民の歴史や文化財等に関する知識や保存意識を高める必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者に求められる姿

①自然資源を活用する知恵、技術の伝承及び体験する機会の提供

- （市）
 - ・衣食住における生物多様性のめぐみについて、市民への情報提供や周知啓発をすすめます。
 - ・伝統構法木造建築物等に関する市民への情報発信や建築関係団体等への講習会の実施、耐震改修や修景工事の支援などをすすめます。
 - ・木造建築物への支援などによる住宅建築における市産材の利用を促進します。
- （市民）
 - ・住宅を新築・増改築する際には、市産材の利用に努めます。
- （事業者）
 - ・住宅を新築・増改築する際には、市産材の利用に努めます。

②伝統的な農産物の生産振興や食文化の情報発信

- （市）
 - ・飛騨ねぎ・赤かぶ等の地域に根付いた伝統的な農産物の生産振興や食文化の情報発信による高付加価値化を促進します。
- （事業者）
 - ・伝統的な農産物の生産や食文化の情報発信による高付加価値化に努めます。

③伝統文化・伝承芸能等についての講座の開催

- （市）
 - ・歴史的に価値ある建造物・遺跡・伝承芸能・歴史資料等の公開などによる活用を推進します。
 - ・啓発冊子の発行や講座の開催などを行います。
- （市民）
 - ・郷土の歴史や伝統文化に関する講座に参加するよう努めます。

④郷土の伝統文化の継承

- （市）
 - ・飛騨高山まちの博物館をはじめとする文化財関連施設における展示や歴史資料の活用、景観町並保存連合会等の各種団体や学校・地域との協働などによる郷土教育をすすめます。

- ・後継者の育成の支援や映像記録等の作成などを行います。
- (市民)
- ・地域の祭行事や郷土芸能に参加するよう努めます。

（２）持続可能な利用と体制づくり

農林業や伝統工芸分野における人材・団体の育成、地域特産物や農産物の地産地消を促進し、自然資源の持続可能な利用を支援します。

市域の大部分を占める森林から生み出される木材等のよさを普及啓発し、地域産材・未利用材の有効活用をすすめます。

本市の現状と課題

- 伝統的に生物多様性のめぐみを利用してきた農林業や伝統工芸の分野において、将来にわたって継続できる体制づくり（人材育成、事業者・団体育成）が求められています。
- 地球温暖化による気候の変化や病害虫の分布域の変化などにより、飛騨地方特有の農林業への影響が深刻な状況になっています。
- 農林水産業が生物多様性のめぐみを利用していることや、生物多様性を重視した農林水産業を推進することの重要性を、広く市民に普及啓発する必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者求められる姿

①農林業や伝統工芸分野における人材・事業者・団体の育成

- （市）
 - ・農林業における後継者や雇用の受け皿となる担い手を育成・強化します。
 - ・伝統産業における後継者の育成や原材料の確保への支援などをすすめます。
 - ・飛騨の匠の心と技を今に受け継ぐ飛騨高山の名匠認定制度等による伝統産業の振興を図ります。
 - ・食農教育等、**こども**たちの農業交流の促進などにより次世代につながる人材の育成をすすめます。
 - ・後継者の育成の支援や映像記録等の作成などを行います。（再掲）
- （市民）
 - ・伝統産業に対する支援の活用による伝統技術の継承に努めます。
 - ・伝統的な生物多様性の利用について市への情報提供に努めます。
- （事業者）
 - ・農業生産法人の優良事例に関する情報収集や、農業参入のための相談活動への参加による農業参入に努めます。
 - ・伝統産業に対する支援の活用による伝統技術の継承に努めます。
 - ・飛騨高山の名匠認定制度等の活用による伝統産業の振興に努めます。

②地産地消の推進

- （市）
 - ・地産地消推進会議が中心となり、地域産品を地域で活用する仕組みづくりやイベント等での地域産品のPRを行います。
 - ・地産地消推進会議が中心となり、イベント等での地域産品のPRを行います。
 - ・耕種農家における飼料用米・飼料作物・WCS（稲発酵粗飼料）の生

産や市内で発生する家畜堆肥の有効利用などによる耕畜連携を促進します。

(市民) ・家庭で使用する食材への地域産品の活用などによる地産地消に努めます。

(事業者) ・農業者や市民と連携し、使用する食材への地域産品の活用などによる地産地消に努めます。

③地域の特性を活かした農産物の発掘・育成に対する支援

(市) ・地域の特色を活かした新たな農産物の発掘や生産を促進します。

(事業者) ・地域の特色を活かした新たな農産物の発掘や生産に努めます。

④生産・加工・流通・販売に農畜産業者が主体的にかかわることができる六次産業化の推進

(市) ・六次産業化や農畜商工・異業種連携への支援などによる新商品開発を促進します。

(事業者) ・六次産業化や農畜商工・異業種連携による新商品開発に努めます。

⑤地域農産物の販路拡大及び販売促進

(市) ・直売所や道の駅、都市部のイベントでの販売など、多様な手段での販路拡大をすすめます。

(事業者) ・直売所や道の駅、都市部のイベントでの販売など、多様な手段での販路拡大に努めます。

⑥森林の適切な管理の推進（再掲）

(市) ・地籍調査や森林境界明確化などによる施業集約化、森林経営管理制度による未整備森林の解消をすすめます。(再掲)

・植林から除伐・間伐・主伐に至る人工林の適切な管理・支援（緑の保全事業）をすすめます。(再掲)

・人里周辺の森林整備や木材の利用などによる美しい里山の保全をすすめます。(再掲)

・森林の保全などによる災害の防止や水源かん養機能等の確保に努めます。(再掲)

・100年先を見すえた森林づくりの取り組みを実施します。(再掲)

(市民) ・人工林の適切な管理に努め、美しい里山の保全に協力します。(再掲)

・森林経営管理制度などを利用し、未整備森林の解消に努めます。(再掲)

(事業者) ・人里周辺の森林整備や木材の利用などによる美しい里山の保全に努めます。(再掲)

・間伐の実施や木質バイオマス等の利用促進などによる豊かな森林資源の整備・活用に努めます。(再掲)

・森林経営管理制度などを利用し、未整備森林の解消に努めます。(再掲)

⑦地域産材の利用促進（再掲）

- （市）
 - ・市産材を利用した住宅・事務所等の建築への支援や公共施設の木造化・内装木質化などをすすめます。（再掲）
 - ・素材生産業者・製材業者・木材流通業者間の連携強化や支援などによる市産材の安定供給をすすめます。（再掲）
 - ・広葉樹材の利用拡大を促進します。（再掲）
- （市民）
 - ・住宅を新築・増築する際には、市産材の利用に努めます。（再掲）
- （事業者）
 - ・素材生産業者・製材業者・木材流通業者間の連携の強化に努めます。（再掲）
 - ・市産材を利用した住宅・事務所等の建築などによる木材需要の拡大に努めます。（再掲）
 - ・多様な広葉樹材の利用拡大に努めます。（再掲）

⑧木質バイオマスの利用促進など間伐材の有効活用（再掲）

- （市）
 - ・間伐材や未利用材の搬出利用を促進します。（再掲）
 - ・間伐の実施や木質バイオマス等の利用促進などをすすめます。（再掲）
 - ・キノコ・木質燃料・木材抽出液等の特用林産物の振興をすすめます。（再掲）
 - ・薪やペレット等木質燃料を活用するストーブやボイラーの購入に対する助成を行います。（再掲）
- （市民）
 - ・新たな暖房器具導入の際には、薪や木質ペレット等を活用するストーブやボイラーの購入に努めます。（再掲）
- （事業者）
 - ・間伐の実施や木質バイオマス等の利用促進などによる豊かな森林資源の整備・活用に努めます。（再掲）

基本施策 4 生物多様性のめぐみの新たな利用

(1) 新たな利用の推進

白山ユネスコエコパークや飛騨山脈ジオパーク構想の推進、ガイドツアーなどの取り組みを、自然豊かな市域全体に広げ、自然を守りながら活用する産業への成長を図ります。

本市の現状と課題

- 傑出した自然景観とともに貴重な動植物を守り後世に引き継ぐために、保護と利用のバランスを図りながら国立公園や県立自然公園等豊かで恵まれた自然環境を地域資源として活かす必要があります。
- 自然環境の中で生物とふれあい、生物多様性について理解を深めるため、自然を観察・体験するエコツアーなどの取り組みをすすめる必要があります。
- 国立公園や県立自然公園をはじめとした、豊かで恵まれた自然環境を活かした観光振興や地域活性化、自然とふれあう場の整備や自然エネルギーの活用をすすめる必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者に求められる姿

①エコツアー、森林環境教育などの促進

- (市)
 - ・登山道や自然遊歩道、生活環境保全林など、自然とふれあう場の整備をすすめます。(再掲)
 - ・森林・河川等を活用したエコツアー、山の自然学校をはじめとする自然観察教室の開催などによる、自然とふれあう機会の創出をすすめます。(再掲)
 - ・国立公園・県立自然公園等の適正利用やユネスコ世界自然遺産・白山ユネスコエコパーク・飛騨山脈ジオパーク構想の取り組み、環境保全と観光振興についての協議をすすめます。(再掲)
 - ・農山村体験型旅行の誘致、自然・文化体験施設のPRを行います。(再掲)
 - ・大学、地域と連携しながら、学校での自然環境学習等をすすめます。
 - ・乗鞍岳での自然体験プログラムやガイドツアーの取り組みをすすめます。
- (市民)
 - ・エコツアーや自然観察教室などの自然とふれあう機会に積極的に参加し、生物多様性について理解を深めます。(再掲)
- (事業者)
 - ・豊富な地域資源を活用した体験プログラムの造成や事業者支援・育成を図ります。(再掲)

②自然エネルギーの活用促進

- (市)
 - ・間伐の実施や木質バイオマス等の利用促進などをすすめます。(再掲)
 - ・自然エネルギーの活用に対して支援を行います。

(市民) ・家庭における木質バイオマスの導入に努めます。

(事業者) ・事業所における木質バイオマスの導入に努めます。

③地域の豊かな自然を活用した新たな産業創出への支援

(市) ・自然エネルギー関連企業の立地促進や市内企業のエネルギー関連分野への進出促進などをすすめます。

・自然エネルギーを活かしたコミュニティやモデルエリアづくり、観光分野・農業分野での自然エネルギーの活用などをすすめます。

・産学官連携による自然エネルギーを活用した「飛騨高山モデル（市民参画の仕組み）」の構築をすすめます。

・市場動向調査や新商品開発への支援などによる飛騨高山ブランドの強化をすすめます。

(事業者) ・事業所における木質バイオマスの導入に努めます。（再掲）

・エネルギー関連分野への進出などにより地域産業の活性化に努めます。

・市場動向調査や新商品開発の研究を行い、飛騨高山ブランドの強化に努めます。

基本施策 5 生物多様性の普及啓発

(1) 生物多様性の普及啓発

生物多様性に関する出前講座や、市民参加のイベントなどを継続的に実施し、生物多様性のめぐみの恩恵と保全することの重要性について、一層の普及啓発を図ります。また、持続可能な利用のための取り組みへの市民の参加を促進します。

本市の現状と課題

- 私たちは、日々生物多様性のめぐみを受けて生活しています。例えば、森林の樹木をはじめ植物は、光合成によって私たちが呼吸するための酸素を生み出してくれています。しかし、その恩恵や外来生物の侵入による生態系への影響など身近な課題については、一般にはまだ十分認識されていない現状があります。
- 生物多様性のめぐみを認識し、将来にわたって保全することの重要性について、市民への普及啓発を図るとともに持続可能な利用のための取り組みへの市民参加を促進する必要があります。
- 新たな目標である生物多様性戦略2023-2030の啓発を図り、市民の生物多様性に関する意識を高める。

市の主な取り組みと市民及び事業者求められる姿

①各種機械や様々な媒体を活用した啓発

- (市) ・30by30目標やその他環境に関するイベントや講演会の開催、広報紙・ホームページ等を活用した情報発信などを行います。

②生物多様性に関する出前講座や行事等の実施や環境保全活動団体の育成

- (市) ・自然環境学習・ワークショップ・出前講座の開催などによる環境学習をすすめます。
- ・快適環境づくり市民会議やボランティア活動団体への支援などを行います。
- ・グリーンマーケットの開催、みどりと親しむ日や緑化月間に合わせた行事の開催などによる緑化意識の高揚を図ります。

- (市民) ・エコツアーや自然観察教室などの自然とふれあう機会に積極的に参加し、生物多様性について理解を深めます。(再掲)

③外来生物の生息・生育状況調査及び防除活動の促進・支援(再掲)

- (市) ・市民参画による外来生物の生息・生育状況調査及び防除活動を促進するため、生き物目撃報告制度により、市民からの報告を呼びかけるとともに、市民の主体的な特定外来生物の防除に対して支援を行います。(再掲)
- (市民) ・外来生物の生息・生育状況調査及び防除活動に協力し、ネイチャーポイントの実現を図ります。

（２）自然とのふれあいの場・機会の整備

ガイドツアーをはじめ、多様な動植物に誰もが安全・気軽にふれあうことができる場を適切に整備し、一層の利用を促進するとともに、自然体験や自然環境学習の機会を創出します。

本市の現状と課題

○市内には自然公園や自然歩道、生活環境保全林等、多くの自然とふれあう場があることから、自然環境に十分な配慮をしながら、利用者の安全の確保や利便性の向上につながる施設整備とPRをすすめ、一層の利用促進を図る必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者に求められる姿

①緑化に関する各種行事の実施、環境整備事業の促進

- （市） ・ 公共施設・道路への植栽や緑のパートナー制度の普及などをすすめます。
- ・ グリーンマーケットの開催、みどりと親しむ日や緑化月間に合わせた行事の開催などによる緑化意識の高揚を図ります。（再掲）
- （事業者） ・ 開発や工事にあたっては、在来種を活かした緑化に努めます。

②多様な動植物とふれあうことができる機会の創出や自然環境教育の実施

- （市） ・ 登山道や自然遊歩道、生活環境保全林など、自然とふれあう場の整備をすすめます。（再掲）

③農業を体験する機会の提供

- （市） ・ 市民ふれあいファミリー農園等の運営を行います。
- （市民） ・ 農業に親しむ機会に参加し、農業と生物多様性の関係について理解を深めます。

④エコツアー、森林環境教育等の促進（再掲）

- （市） ・ 森林・河川等を活用したエコツアー、山の自然学校をはじめとする自然観察教室の開催などによる、自然とふれあう機会の創出をすすめます。（再掲）
- ・ 大学、地域と連携しながら、学校での自然環境学習等をすすめます。（再掲）
- ・ 農山村体験型旅行の誘致、自然・文化体験施設のPRを行います。（再掲）
- （市民） ・ エコツアーや自然観察教室などの自然とふれあう機会に積極的に参加し、生物多様性について理解を深めます。（再掲）
- （事業者） ・ 豊富な地域資源を活用した体験プログラムの造成や事業者支援・育成を図ります。（再掲）

(3) 生物多様性に関わる人材育成・確保

生物多様性の保全と持続可能な利用について、市民に普及啓発できる人材の育成を図るとともに、それらの人材と生物多様性に関して学びたい市民をつなげるための情報発信などをすすめます。

本市の現状と課題

- 生物多様性の重要性について関心が高まる中、その利用や重要性等について適切に普及啓発できる人材に対するニーズが高まっています。
- 生物多様性の普及啓発ができる人材の育成をすすめるとともに生物多様性に関する人材リストを整理するなど、市民への適切な普及啓発を行う人材の確保や派遣体制の構築について検討する必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者に求められる姿

①生物多様性に関する人材リストの整理及び人材の育成と活用

(市民・事業者)

- ・生物多様性に関する講師を招き、地域での保全活動に努めます。

②生物多様性のめぐみを活かした農林業や伝統工芸分野における人材・事業者・団体の育成

(市)

- ・食農教育等の子どもたちの農業交流の促進などによる次世代につながる人材の育成をすすめます。(再掲)
- ・地域の人材の活用などによる地域の発展を目指した郷土学習の充実をすすめます。
- ・快適環境づくり市民会議やボランティア活動団体への支援などを行います。(再掲)

(市民)

- ・地域の人材の活用などによる地域の発展を目指した郷土学習への参加に努めます。

③生物多様性に関する講座の開催

(市)

- ・環境に関するイベントや講演会の開催、広報・ホームページ等を活用した情報発信などを行います。(再掲)
- ・自然環境学習・ワークショップ・出前講座の開催などによる環境学習をすすめます。(再掲)

(市民)

- ・環境に関するイベント等への参加や、各種媒体を通じた生物多様性に関する情報収集に努めます。
- ・エコツアーや自然観察教室などの自然とふれあう機会に積極的に参加し、生物多様性について理解を深めます。(再掲)

基本施策 6 生物多様性の教育の推進

(1) 教育機会の多様化の推進

生物多様性に関する副読本を活用した環境学習などを継続的に実施し、自然とのふれあいや自然体験、環境学習に取り組む機会を創出します。

現状と課題

- 生物多様性はとても重要な課題で、すべての市民、とりわけ将来の高山市を担う子どもたちの理解を深め、環境を守る活動に自主的に取り組むことができる能力を育む必要があります。
- 市内の小中学校に配布している生物多様性副読本の活用状況について、実態を把握するとともに、子どもたちに理解を深めてもらうための新たな手法を検討する必要があります。
- 広い市域に分布するさまざまな自然とふれあう機会を創出し、自然環境教育をすすめる必要があります。

市の主な取り組みと市民及び事業者求められる姿

①小中学生への生物多様性副読本の配付

- (市) ・小中学生に生物多様性副読本、乗鞍岳副読本、乗鞍山麓五色ヶ原の森副読本を配付するとともに、副読本を活用した学習をすすめます。

②多様な動植物とふれあうことができる機会の創出や自然環境教育の実施（再掲）

- (市) ・自然環境学習・ワークショップ・出前講座の開催などによる環境学習をすすめます。(再掲)
- ・登山道や自然遊歩道、生活環境保全林など、自然とふれあう場の整備をすすめます。(再掲)
- ・山の日自然公園ガイドツアーの実施等環境学習の機会を提供します。

③生物多様性に関する出前講座の実施（再掲）

- (市) ・自然環境学習・ワークショップ・出前講座の開催などによる環境学習をすすめます。(再掲)

④エコツアー、森林環境教育等の促進

- (市) ・森林・河川等を活用したエコツアー、山の自然学校をはじめとする自然観察教室の開催などによる、自然とふれあう機会の創出をすすめます。(再掲)
- ・地域の人材の活用などによる地域の発展を目指した郷土学習の充実をすすめます。(再掲)
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れた防災・環境・平和等に関する教育や交流・体験活動などをすすめます。
- ・乗鞍岳での自然体験教室など自然体験学習の機会を提供します。
- (市民) ・エコツアーや自然観察教室などの自然とふれあう機会に積極的に参加

し、生物多様性について理解を深めます。(再掲)

- 地域の人材の活用などによる地域の発展を目指した郷土学習への参加に努めます。(再掲)
- S D G s（持続可能な開発目標）の視点を取り入れた防災・環境・平和等に関する教育や交流・体験活動などの参加に努めます。
- 乗鞍岳での自然体験教室など自然体験学習への参加に努めます。

V. 戦略の推進に向けて（生物多様性ひだたかやま戦略から抜粋）

1. 生物多様性の現状把握と評価

（1）基礎資料の収集とモニタリング調査

生物多様性の状況を把握するためには、現状を把握した上で、特徴的な自然環境や生物種を対象としたモニタリング調査を継続的に実施し、変化の状況を的確につかむことが重要です。

高山市の生物多様性の現状把握のために、これまでに著された市町村史などの書籍、国や県の環境影響調査や各種学術調査報告書などの文献資料のデータを収集しています。また、貴重な動植物や外来生物に関する目撃情報を収集する制度を設け、市民による身近な自然のモニタリングに取り組んでいます。

収集したデータの分析結果から、市内の自然環境を特徴付ける場所や、湿原など環境変化の影響を受けやすい場所、人が自然に働きかけて形成された里山、自然再生の試験地など、モニタリングする箇所を検討・選定し、継続的な調査を図ります。調査の実施に際しては、自然に関心の高い市民に呼びかけ、調査の実施や成果発表について協働体制の構築を検討します。

（2）評価指標の検討と評価

モニタリング調査の結果については、生物学的な分析を加え、評価をした上で、行動計画など戦略の見直しに反映させていく必要があります。その際に、どのような指標を設定すれば適切な評価ができるのかを検討した上で、適切な評価項目の設定を図ります。

また、生物多様性の保全・再生等に関する事業を実施する場合は、その事業効果を検証し、その後の事業展開に反映させます。

2. 推進体制

（1）各主体の取組推進と連携

効果的かつ計画的な基本施策の実施に向けては、市民、事業者、行政の各主体が、日常生活や事業活動を通じて生物多様性の保全・再生の取り組みを推進することが重要です。それぞれが行う取組と、各主体同士が連携して行う取組を有機的に連携させることで、3つの戦略目標を実現するまちづくりを推進します。

① 市民の役割

日常生活の中で、生物多様性がどのように役立っているか、また自分や家族が生物多様性とどのように関わっているかについて理解を深め、地産地消や環境配慮商品の購入など、生物多様性を意識して行動します。

そして、町内会、まちづくり協議会などの市民団体が行う、地域の自然環境や貴重な生物を守るボランティア活動に参加します。

② 事業者の役割

製造、流通等、事業活動の様々な場面において環境に負荷をかけないよう細心の注意をはかり、生物多様性に配慮した取組を推進します。また、従業員に対する環境教育の実施を促進するとともに、生物多様性の新たな価値を活かした産物、産業の創出をすすめます。

そして、地域社会を構成する一員として、町内会等の市民団体が開催する自然保護活動等への連携や支援活動を実施するとともに、市が行う生物多様性の保全・再生に

関する行事や施策への参画・協働・連携をすすめます。

③ 高山市の役割

生物多様性に関する施策は、生物多様性国家戦略など国の方針や政策に沿って進める必要があります、国の取組について情報収集しながら施策を推進します。

市民、事業者が生物多様性の保全・再生に関する取組を進めるために必要な体制づくりをすすめるとともに、生物多様性に関する情報収集及び情報提供や普及啓発をすすめます。

市職員は市民の一員でもあり、市民の模範となって生物多様性の保全・再生に取り組むよう努めます。また市役所は市内の大規模事業者として、事業者の取組を牽引するリーダーとして、生物多様性に配慮した事業活動に努めます。

生物多様性に関する施策については、市のみの取り組みでは大きな効果が得られない場合も想定されます。国、県、周辺市町村と連携、協働を図りながら、広域的な視点での取り組みを検討します。

用語集

【あ行】

いのちの森づくり

市民が、土地本来の樹種を植樹することによる本物の森づくりに携わることで、いのちを守り遺伝子を繋ぐ森の役割と生物多様性保全について理解を深め、「いのちの大切さ」について学ぶことを目的に行う取り組みのこと。

エスディージーズ（SDGs：持続可能な開発目標）

SDGsとは、“Sustainable(サステイナブル) Development(ディベロップメント)Goals(ゴールズ)”「持続可能な開発目標」の略で、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能でより良い社会を実現するために17の目標を定め、2030年までの達成を目指している。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。

エコロジカルネットワーク

すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保するつながりのこと。

【か行】

共生

異なる種類の生物が、互いの行動や生理活動において緊密な関係を保ちながら生活している現象のこと。自然保護や整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させること。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

コアエリア

生き物がふだん利用している核となる生態的に重要な区域のこと。

コリドー

生き物がふだん利用している核となる生態的に重要な区域（コアエリア）を行き来することができる回廊のこと。

【さ行】

再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

サーティバイサーティ目標（30 by 30目標）

2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」2030年グローバルターゲットの1つで、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のこと。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材等、自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域とされている。

産学官連携

新技術の研究開発や、新事業の創出を図ることを目的として、民間企業、大学などの教育機関・研究機関及び政府・地方公共団体などの三者が連携することをいう。

ジオパーク

地層、岩石、地形、火山、断層など、地質学的な遺産を保護し、研究に活用するとともに、自然と人間とのかかわりを理解する場所として整備し、科学教育や防災教育の場とするほか、新たな観光資源としての地域の振興に生かすこと目的として認定を受けた場所。ユネスコから認定されたものは「ユネスコ世界ジオパーク」と呼ばれるが、国内には、世界ジオパークとは別に、日本ジオパーク委員会により認定を行う日本ジオパークがある。

自然エネルギー

今まであまり使用されていなかった太陽の光や熱、風の力等、地域に存在する豊かな自然現象から得られるエネルギーのこと。今まで捨てていた資源(家庭や事業所からでるごみ等)を利用するリサイクルエネルギーを含め「再生可能エネルギー」ともいわれる。

自然環境学習

市内の豊かな自然を有する森に入山することをとおして、自然を体感し、生物多様性や自然環境に対する理解を深め、高山市を守り育てていくための人づくりに資することを目的とした取り組みのこと。

自然公園

優れた自然の風景地の保護とその適正な利用を図るとともに、生物多様性の保全に寄与することを目的として定められた「自然公園法」に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園がある。

水涯かん養林

森林には、もともと雨水を貯える働きや土砂流出を防ぐ働き、水質を浄化する働きがあり、主に河川や取水施設の上流に位置し、水資源利用の視点から特にそれらの働きが重要とされる森林を水源かん養林という。水源かん養林では、過剰な森林伐採を行わずに適切に管理することで、その働きが維持される。

生活環境保全林

荒廃した森林や活力の低下した森林を改良し、花木や実のなる木の植樹、歩道や利用施設の整備を行うことにより、市民の保健休養や自然観察の場として利用することを目的にした森林のこと。

生態系

食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く水、大気、光などの間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示すもの。

生物多様性

地球上にさまざまな個性や違いを持つ生き物が存在すること。また、人間も含めたその生き物たちが直接的または間接的につながっていること。

生物多様性基本法

生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計

画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。平成 20 年 5 月に成立し、同年 6 月に施行されました。本基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき 13 の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されています。

生物多様性条約

生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。生物に国境はなく、日本だけで生物多様性を保存しても十分ではありません。世界全体でこの問題に取り組むことが重要と考えられ、1992 年 5 月につくられた条約のこと。

この条約には、先進国の資金により開発途上国の取組を支援する資金援助の仕組みと、先進国の技術を開発途上国に提供する技術協力の仕組みがあり、経済的・技術的な理由から生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組が十分でない開発途上国に対する支援や生物多様性に関する情報交換や調査研究を各国が協力して行う。

生物多様性国家戦略 2023－2030

本戦略は、令和 4 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画のこと。

世界自然遺産

世界的な見地から見て観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等が対象とされ、世界遺産条約に基づきユネスコが登録するもの。世界自然遺産に登録されるためには 4 つの評価基準「地形・地質」「生態系」「自然景観」「生物多様性」のいずれかを満たす必要がある。

絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種の分類を示すもの。一般的には、レッドデータブックに記載されている動植物種全般に対して使われている。

【た行】

多自然型工法

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しな

い、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指す、自然環境に配慮した河川工事の工法。

地球温暖化

大気に含まれる二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスは、太陽エネルギーで暖められた地球からの熱を吸収し、再放射することによって地表温度を保っているが、石油等の化石燃料を大量に燃やして使用することで、温室効果ガスの濃度が上昇し、地球の平均気温の上昇や気候変動などが生じること。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、増殖を図るために捕獲を禁止する区域のこと。この区域においては、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があるところを「特別保護地区」に指定し、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を制限している。

天然記念物

学術上貴重で価値の高いものとして、文化財保護法に基づき指定されたもので、動物(生息地、繁殖地、飛来地を含む)、植物(自生地を含む)、地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む)がある。天然記念物のうち、特に重要なものは「特別天然記念物」に指定されている。また国指定のほか、都道府県、市町村が条例に基づき指定するものもある。

特定外来生物

外来生物の中で、農林水産業、人の生命・身体、生態系へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものの中から、外来生物法に基づき指定された生物のこと。

【な行】

ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。今の地球は過去 1,000 万年間の平均と比べて 10 倍～100 倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にある。この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨である。2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) や、G7 2030 年自然協約などにおいてもその考え方が掲げられるなど、国際的な認知度も高まっているキーワードである。

農地転用

農地を農地以外の用途に転換することをいい、転用する場合は農地法第4条または農地法第5条による許可が必要となる。

【は行】

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)のことで、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされている。「生物由来の有機性資源」とは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水(H₂O)と二酸化炭素(CO₂)から、生物が光合成によって生産した有機物のこと。

バッファゾーン

生き物がふだん利用している核となる生態的に重要な区域（コアエリア）の周囲において外の世界の影響を緩和する地域のこと。

斐太後風土記

明治時代に編纂された、今から100年前の飛騨人の暮らしについて分かりやすい挿絵とともに書かれている歴史図書（著者：富田礼彦（とみたいやひこ））。

飛騨高山まちの博物館

城下町の形成と町家文化をテーマに高山の成り立ちや、継承されている文化等を展示する博物館。14の展示室には、高山祭や町家、城下町の成り立ちなど、また郷土ゆかりの文人や美術、飛騨にゆかりの深い円空等それぞれのテーマで展示されている。

ペレット

木材工場から排出される樹皮やおが粉、端材等の残材、廃材を細かい顆粒状まで砕き、それを圧縮して棒状に固めて成形した固形燃料のこと。

保護林制度

保護林とは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業及び管理技術の発展、学術研究等に資することを目的として、区域を定め、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うことにより、国有林野として保護を図る制度のこと。

【ま行】

緑のパートナー制度

自主的に公園等の清掃、草取り等を活動している市民及び団体を緑のパートナーとして登録し、花苗や樹木等を支給する制度。

木質バイオマス

木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼び、樹木の伐採や造林時に発生した枝葉等の林地残材や、製材工場等から発生する樹皮等がある。

【や行】

山の自然学校

自然に関する専門家の案内により、ふるさとの山をめぐり、四季それぞれいろいろな生き物や自然の姿を観察し、ふるさとの自然について学ぶことを目的に開催する高山市の取り組み。

ユネスコ

国際連合教育科学文化機関の略称。各国国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関のこと。

ユネスコエコパーク

生物圏保存地域:BR(Biosphere Reserves)を指し、昭和51(1976)年にユネスコが開始した、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的とする取り組みのこと。

【ら行】

レッドデータブック

絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広めることにより、野生生物の保全を図る目的のため、環境省が作成・公表したレッドリスト(日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)を基に、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの。